

「司法書士オープン総合編」開講直前ガイダンス

効率的な問題の解き方 & 背景知識の磨き方

平成27年本試験問題（民訴法等）

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

第 1 問 管轄に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 所有権に基づいて時価 100 万円の自動車の引渡しを請求することに併せて、その執行不能の場合における履行に代わる損害賠償としてその時価相当額の支払を請求する訴えは、簡易裁判所の事物管轄に属する。

イ 簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、当事者の申立てがあるときに限り、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

ウ 管轄違いを理由として訴訟の全部を移送する旨の裁判が確定した場合、当該訴訟は、移送の裁判が確定した時から、移送を受けた裁判所に係属したものとみなされる。

エ 自然人である被告に対する貸金返還請求訴訟が当該被告の住所の所在地を管轄する裁判所に提起された場合、その後、当該被告が当該裁判所の管轄区域外に住所を移転しても、土地管轄についての管轄違いによる移送がされることはない。

オ 被告が、第一審裁判所において、本案について弁論をせず、かつ、弁論準備手続において申述をしないまま、裁判官の忌避の申立てを行ったときは、その訴えについて土地管轄がないときであっても、その裁判所は、当該訴えについて管轄権を有する。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第2問 補助参加に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 補助参加の申出は、参加の趣旨及び理由を明らかにして、補助参加により訴訟行為をすべき裁判所にしなければならない。

イ 当事者が補助参加について異議を述べたときは、補助参加人は、参加の理由を証明しなければならない。

ウ 補助参加の許否についての裁判に対しては、即時抗告をすることができない。

エ 補助参加人は、補助参加について異議があった場合においても、補助参加を許さない裁判が確定するまでの間は、訴訟行為をすることができる。

オ 補助参加に係る訴訟の裁判は、被参加人が補助参加人の訴訟行為を妨げた場合においても、補助参加人に対してその効力を有する。

- 1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第 3 問 訴えの提起に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 訴状審査により訴状に請求の原因が記載されていないことが判明した場合、裁判長は、直ちに当該訴状を却下しなければならない。

イ 法律関係を証する書面の成立の真否を確定するための確認の訴えは、不適法である。

ウ 簡易裁判所においては、訴えは、口頭で提起することができる。

エ 遺言者の生前における遺言の無効確認の訴えは、現在の法律関係の確認を求めるものとして適法である。

オ 原告が貸金返還請求の訴えを地方裁判所に提起した場合、当該訴えに係る貸金返還請求権についての時効の中断の効力は、その訴状を当該地方裁判所に提出した時に生ずる。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第4問 民事訴訟における証拠調べに関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 裁判所は、管轄に関する事項について、職権で、証拠調べをすることができる。

イ 裁判所は、当事者の申立てがあるときに限り、訴訟の係属中、証拠保全の決定をすることができる。

ウ 裁判所は、当事者の申立てがあるときに限り、検証をするに当たり、鑑定を命ずることができる。

エ 裁判所は、当事者本人が未成年者である場合、職権でその法定代理人を尋問したときは、更に職権で当該未成年者である当事者本人を尋問することができない。

オ 裁判所は、職権で、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第 5 問 裁判によらない訴訟の完結に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 当事者双方が、連続して 2 回、口頭弁論の期日に出頭せず、かつ、その後 1 月以内に期日指定の申立てがされなかった場合には、当該期間の経過時に訴えの取下げがあったものとみなされる。

イ 被告が本案について準備書面を提出し、弁論準備手続において申述をした場合、原告は、判決が言い渡された後でも当該判決が確定するまで、被告の同意を得た上で、訴えを取り下げることができる。

ウ 訴訟代理人は、特別の委任を受けることなく、裁判上の和解をすることができる。

エ 請求の放棄は、和解の期日においてもすることができる。

オ 原告が被告に対し、所有権に基づいて土地の引渡しを請求する訴えを提起した場合において、被告が口頭弁論の期日で「原告から 100 万円の支払を受けることを条件として、原告の請求を認める。」旨陳述したときは、請求の認諾がされたものとなる。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第6問 保全異議及び保全取消しに関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 債務者は、保全命令に対し、その命令を発した裁判所に保全異議を申し立てることができる。

イ 保全異議の申立てを取り下げるには、債権者の同意を得なければならない。

ウ 裁判所は、保全異議の申立てについての決定をする場合には、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経ることを要しない。

エ 保全命令を発した裁判所又は本案の裁判所は、保全すべき権利又は権利関係が消滅したときに限り、保全命令を取り消すことができる。

オ 仮処分命令を発した裁判所又は本案の裁判所は、仮処分命令により償うことができない損害を生ずるおそれがあるときその他の特別の事情があるときは、債務者の申立てにより、担保を立てることを条件として仮処分命令を取り消すことができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第 7 問 次の 1 から 5 までの記述のうち、**債務名義とならないものは**、どれか。

- 1 訴訟費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分
- 2 仮執行の宣言を付した支払督促
- 3 確定した執行判決のある外国裁判所の判決
- 4 特定の動産の引渡しを目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの
- 5 民事調停事件において当事者間に成立した合意に係る調書の記載

辰 巳 法 律 研 究 所

- 東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>
- 横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）
- 大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）
- 京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）
- 名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F TEL052-588-3941（代表）
- 福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49ヒューリック福岡ビル8F TEL092-726-5040（代表）
- 岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館8階 穴吹カレッジキャリアアップスクール内
TEL086-236-0335